**令和７年度１８歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業に係る**

**参加意思確認書の提出を求める公示**

**公示の趣旨**

令和６年６月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、明記されました。

ヤングケアラーは、ケアが日常化することで、学習や友人関係等に支障が出てしまうことがあり、こども期（１８歳未満）に加え、進学や就職の選択など自立に向けた重要な移行期を含む若者期であってもケアに多くの時間を費やすことにより身体的・精神的な負荷がかかっているケースがあり、支援が必要です。

国の調査研究の結果から、大学生世代のヤングケアラーについては、相談などによる精神面でのサポートのニーズが高いことがわかっていますが、若者の世代は活動圏域が広範囲になることから、ヤングケアラーの把握が難しい状況があります。

このため、オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れたピアサポート事業を実施します。

本事業の実施にあたっては、ヤングケアラーが現在家族のケアを担っている又は過去に家族のケアを担っていたことに配慮し、利用者及びその世帯の状態像や心情、抱える背景などを理解したうえで支援を実施できる体制を構築する必要があります。

特定非営利活動法人　ふうせんの会（以下「特定者」という。）は、家族のケアを担っている（いた）子ども・若者や、ヤングケアラーに関わる専門職による団体で、家族をケアする子ども・若者たちに対して、孤立を防止し、仲間と出会い、自分たちの存在や思いを社会に発信することに関する事業を行っており、本府以外にも本事業と類似の事業を実施した実績があります。

また、ヤングケアラー支援に関する講演会や研修に専門的な知見を有した講師を多数派遣しており、かつ、複数の専門職及びもとヤングケアラーが運営スタッフとして在籍しており、本事業に必要な人員配置体制が整っています。

以上のことから、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定にしていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を受け付けるものです。

応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行します。応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争手続に移行します。

令和７年３月１９日

大阪府知事　吉村　洋文

記

**１ 発注予定業務の内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 発注年度 | 令和７年度 |
| 業務名 | 令和７年度１８歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業 |
| 発注機関 | 大阪府知事（福祉部地域福祉推進室地域福祉課） |
| 業務場所 | 大阪府内 |
| 履行期間 | 令和７年　５月１日（木）　から　令和８年　３月３１日（火）まで |
| 業務概要 | 参加意思確認公募手続に関する説明書別紙（令和７年度18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業概要）に基づき必要な業務を実施する |
| 特定者の商号又は名称、所在地 | 名称（商号）　特定非営利活動法人　ふうせんの会  所　在　地　　大阪府交野市倉治２丁目44番21号 |
| 特定者との契約予定価格 | 金5,200,173円（消費税及び地方消費税を含む） |

**２ 手続のスケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 説明書等の交付 | 交付期間 | 令和７年　３月１９日（水）午前１０時　から  令和７年　３月３１日（月）午後　４時　まで |
| 交付方法 | 地域福祉課ホームページに掲載しています。  （https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/sankaishikoubo.html） |
| 説明書等に対する質問及び回答 | 質問受付期間 | 令和７年　３月１９日（水）午前１０時　から  令和７年　３月３１日（月）午後　４時　まで |
| 質問方法 | 質問書(様式６)により、電子メールにて受け付けます。  ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：chiikifukushi-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 最終  回答日 | 令和７年　４月２日（水） |
| 回答方法 | 地域福祉課ホームページに掲載します。  （https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/sankaishikoubo.html） |
| 参加意思確認 | 提出期間 | 令和７年　３月１９日（水）午前１０時　から  令和７年　４月　３日（木）午後　４時　まで |
| 提出場所 | 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |
| 申請書の提出 | 提出方法 | 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着のこと） |
| 審査結果の通知 | 最終  通知日 | 令和７年　４月１０日（木） |
| 通知方法 | 郵送及び電話 |
| 応募要件を満たさないと記載された審査結果の通知に対する理由請求 | 請求期間 | 令和７年　４月１１日（金）午前１０時から  令和７年　４月２１日（月）午後　４時まで |
| 請求場所 | 「４．発注機関」に記載する事務所 |
| 請求方法 | 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、請求期間内に必着のこと） |
| 最終  回答日 | 令和７年　４月２５日（金） |
| 回答方法 | 郵送 |
| 応募要件を満たすと記載された審査結果の通知を受けた者及び特定者による競争手続 | 日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載するものとする。 | |

申請、請求、交付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、午前10時から午後４時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに平日の午後０時15分から午後１時までを除く。

**３ 応募要件**

別紙のとおり。

**４ 発注機関**

|  |  |
| --- | --- |
| 発注機関所在地等 | 発注機関　大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課  所 在 地　大阪市中央区大手前２丁目  　大阪府庁別館８階  電話番号　06-6944－7602  E-mail：chiikifukushi-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp |

**５ 公募手続きの取扱い**

　本件公募に係る契約行為の執行は、契約の対象となる業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

**【交付書類一覧】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 書類名称 |
| 参加意思確認公募手続に係る説明書等の交付 | ＜参加意思確認公募手続に係る説明書＞  ・参加意思確認公募手続に関する説明書  ・参加意思確認申請書（様式１）  ・配置予定者調書（様式２）  ・実務経歴書（様式３）  ・研修体制調書（様式４）  ・契約（取引）実績調書（様式５-１）  ・契約（取引）実績に係る証明書（様式５-２）  ・質問書（様式６） |

**【提出書類一覧】**

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名称 | 参加意思確認申請書（様式１）に記載のとおり |

（別紙）

**３ 応募要件**

①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する者にあっては、構成員全員が該当すること。

（※（5）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

1. 法人であること。
2. 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者に登録されている者であること又は登録される見込みであること。
3. 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律　第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

1. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
2. 府の区域内に事業所を有する者であること。
3. 府税に係る徴収金を完納していること。
4. 消費税及び地方消費税を完納していること。
5. 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
6. 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者、同規則第３条第１項各号のいずれか又は同条第２項に該当すると認められる者でないこと。
7. 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

②技術力に関する要件

次の（1）～（3）に掲げる要件をすべて満たす者又は共同企業体であること。

なお、本事業における用語の定義は（4）のとおりとする。

1. 以下の要件を満たしたピアサポート事業の責任者（以下「ピアサポート事業責任者」という。）、ピアスタッフ及びピアサポート事業のアドバイザー（以下「ピアサポート事業アドバイザー」という。）を配置し、本事業の支援内容を実施できること。

ア　ピアサポート事業責任者の要件

ピアサポート事業責任者は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員、介護福祉士、臨床心理士、公認心理師又は大学等の養成機関で福祉分野における教員経験者（これらの資格又は経験と同程度の資格又は経験を有する者でも可。）であり、様々な困難・課題を抱えるヤングケアラーを対象とした相談業務に関する知識・経験を有する者等とする。

イ　ピアスタッフの要件

ピアスタッフは、もとヤングケアラー又はピアサポート事業責任者に準ずる資格を有する者等とする。なお、ピアサポート事業責任者又はピアサポート事業アドバイザーとは別に配置すること。

ウ　ピアサポート事業アドバイザーの要件

ピアサポート事業アドバイザーは、ヤングケアラー支援に関する専門的な知見を有する学識経験者等とする。

エ　本事業の支援内容の要件

本事業の実施にあたっては、本事業の利用者（以下「利用者」という。）が現在家族のケアを担っている又は過去に家族のケアを担っていたことに配慮し、利用者及びその世帯の状態像や心情、抱える背景などを理解したうえで支援を実施できること。

なお、利用者は主に１８歳以上のヤングケアラー又はもとヤングケアラーとする。

1. ピアサポート事業責任者及びピアスタッフに対する研修等を実施できること。

ア　研修の実施

受託事業者は、ピアサポート事業責任者及びピアスタッフに対し、本事業に従事する前にヤングケアラー支援に関する研修を実施し、ヤングケアラーやその世帯の状態像や心情、抱える背景などを理解したうえで支援を実施できるよう資質の向上を図ること。また、事業開始後も、必要に応じ（大阪府からの指示による場合を含む）、適宜実施すること。

イ　ピアサポート事業アドバイザーからの助言

受託事業者は、定期的（月１～２回程度）にピアサポート事業アドバイザーから、本事業に関して専門的な知見による助言を受け、本事業の円滑な実施に活用すること。

1. 以下の業務を実施できること。

以下のア～オの業務を行うこととし、事業内容には、ア～オの業務に必要な電話回線やソーシャルネットワーキングサービスのアカウントの取得等を含むこととする。

イ～エの業務については、利用者の意向を尊重して実施することとし、各業務の対応回数の合計回数を上限とし、各業務間で適宜、変更して構わない。

なお、令和７年５月１日～令和７年６月２０日までは、ア～オの業務の開設準備期間とする。

ア　相談受付業務

ピアサポート事業責任者及びピアスタッフは、利用者に対し、ソーシャルネットワーキングサービス、メール及び電話等による相談を受け付けること。利用者が希望する場合、次の対応時間内であれば、対面でも対応すること。なお、利用者の周囲の関係者からの相談を含む。

対応時間：平日１０時００分～１８時００分

LINE・メール：専用のアカウントを開設し、２４時間受け付けること。なお平日１８時００分以降及び土日祝に受け付けた場合は、翌営業日に対応すること。

電話：平日１０時００分～１８時００分

対面：平日１０時００分～１８時００分（ただし、予約制とする）

＊夏季休業期間（５日程度）及び年末年始（１２月２９日～１月３日を予定）を除く

イ　オンラインサロンの開催等業務

利用者が社会とのつながりを感じられるようもとヤングケアラーであるピアスタッフなどが参加するオンラインサロンを定期的（月２回程度）開催すること。なお、利用者が希望する場合、必要に応じて、アのソーシャルネットワーキングサービスを利用した相談とは別にビデオ通話などを含む個別のオンライン相談（月６回程度）を実施すること。

ウ　市役所等への同行支援業務

ア及びウにより受け付けた相談について、利用者の意向を確認し、必要に応じて、府内市町村の市役所及び役場等に同行（月４回程度）すること。

エ　市町村等の関係機関との連絡調整業務

ア及びウにより受け付けた相談について、必要に応じて、市町村等の関係機関と連絡調整（月６回程度）を実施すること。

オ　周知広報業務

本事業の周知に必要な広報物（Ａ４両面、10,000部程度）を作成すること。

大阪府が開催する会議や研修等に出席するとともに、府内市町村や府立学校等を訪問（年３０回程度）し本事業の説明を行うこと。

1. 本事業における用語の定義

　ア　ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者をいう。

　イ　もとヤングケアラー

　　　もとヤングケアラーとは、過去にヤングケアラーであった者をいう。

　ウ　ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人が対等な関係性の仲間（ピア）で支えあうことをいい、本事業においては、様々な困難・課題を抱えるヤングケアラーを対象とした相談業務に関する知識・経験を有する者、ヤングケアラー又はもとヤングケアラーによる支えあい活動の総称とする。

③業務執行に関する要件

以下の業務実施体制を確保していること。

ア　個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業

務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。

　【管理方法の一例】

　・個人情報管理規程を有し、個人情報管理研修を実施していること。

イ　ピアサポート事業責任者を１名以上、ピアスタッフを２名以上、ピアサポート事業アドバイザーを１名以上配置できること。

ウ　事業の概要の記載のある開設時間に対応できる職員配置体制であること。

④業務実績に関する要件

官公庁や民間に対して、令和４年４月１日から公示までの間に、ヤングケアラーの相談業務又は類似業務について、誠実に履行を完了した実績を有していること。